

## 1. 情報公表制度の趣旨・概要について

### (1) 情報公表制度の趣旨（厚生労働省通知抜粋）

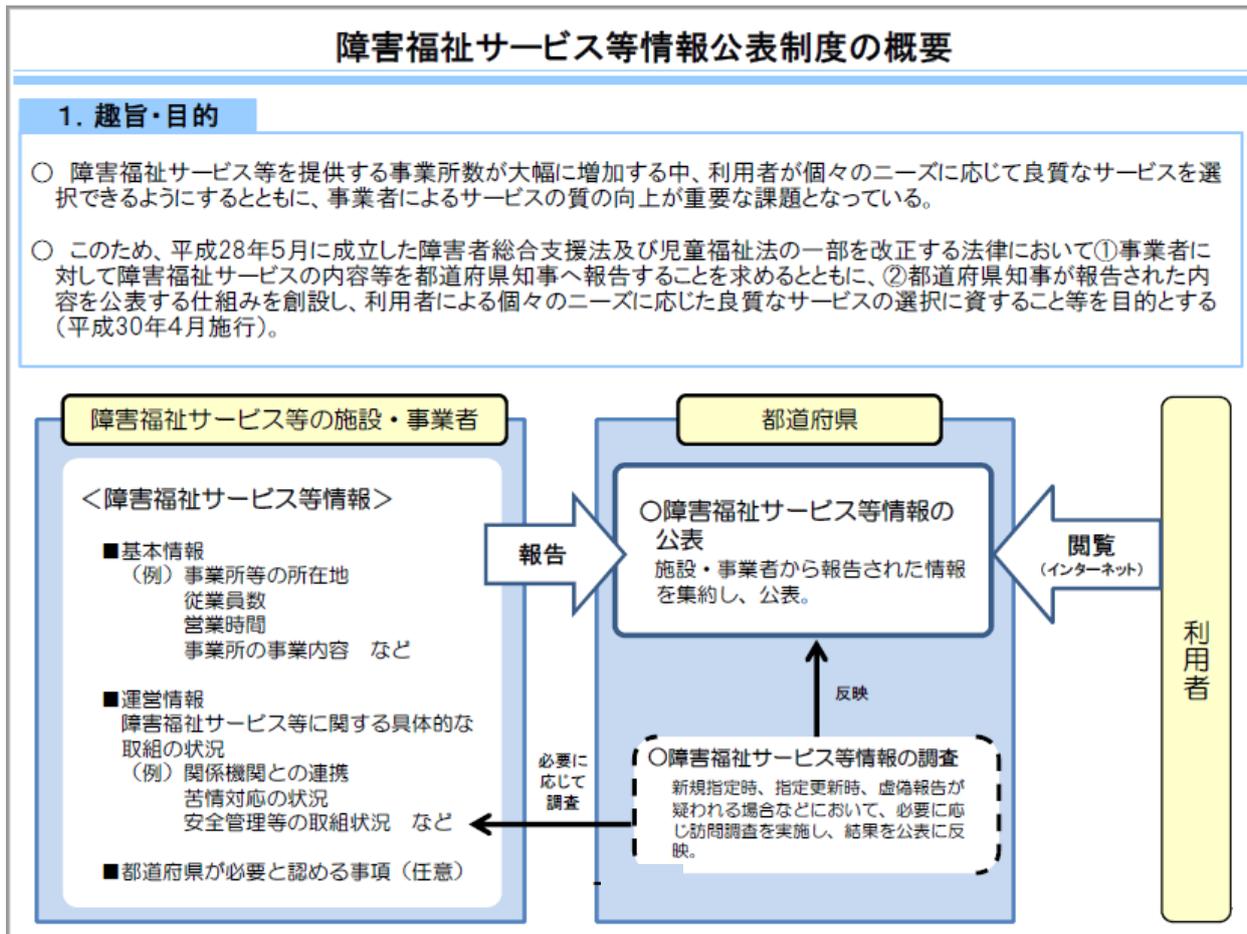
障害者自立支援法の施行から長期間が経過し、障害福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要である。

しかしながら、利用者等が、利用者の障害特性に合った事業者を比較、検討し、適切に選択するために、事業者が提供する障害福祉サービス等の必要な情報を入手することは必ずしも容易ではない。利用者が適切なサービスを利用できない場合、日常生活又は社会生活を営むことが妨げられ、社会参加の機会が制限されるおそれがあることから、利用者等に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が求められている。

また、事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が求められている。

このような、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）を改正し、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度（以下単に「情報公表制度」という。）を創設した。本制度は、事業者が、障害者総合支援法第 76 条 3 に規定する情報公表対象サービス等情報及び児福法第 33 条の 18 第 1 項に規定する情報公表対象支援等情報（事業者が提供する障害サービス等の内容及び運営状況に関する情報であって、指定障害福祉サービス等を利用し、又は利用しようとする障害児者等が適切かつ円滑にサービスを利用する機会を確保するために公表されることが適当なもの。以下「障害福祉サービス等情報」と総称する。）を都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）へ報告することや都道府県知事等が事業者から報告を受けた当該情報を公表することを義務付けることなどを規定したものである。

(2) 情報公表制度の概要 (障害保健福祉関係主管課長会議資料抜粋)



#### 2. 実施主体

○ 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、市区町村(指定都市、中核市を除く)分も、都道府県が公表を行う。

※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者の情報については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
サービス	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定障害者支援施設	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
サービス	指定障害児入所施設等	○	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	○	×(※2)
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

#### 3. 公表対象となる事業者

① 下記に記載のサービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者。

② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行支援	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動支援	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

#### 4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
  - 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。  
 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。  
 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。
- ※ 報告・公表事項の詳細については、別添を参照。

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	事業所等	○ サービスを提供する事業所等に関する事項 ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○ サービスに従事する従業者に関する事項 ・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○ サービスの内容に関する事項 ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○ 利用料等に関する事項 など
②運営情報		○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等 <sup>178</sup> の取組 ○ その他(従業者の研修の状況等) など

#### 5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

- (1) 障害福祉サービス等情報の報告時期
  - ・ 指定障害福祉サービス等事業者(以下「事業者」という。)は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。
- (2) 障害福祉サービス等情報の報告方法
  - ・ 今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
  - ・ 具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に障害福祉サービス等情報公表制度の内容に沿った改修を行い、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム」を立ち上げる予定。
  - ・ 事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。

※ 平成30年4月から報告の受付開始予定。

#### 6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

- (1) 障害福祉サービス等情報の公表時期
  - ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。

※ ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。
- (2) 障害福祉サービス等情報の公表方法
  - ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。

※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

##### 【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査(調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消) 等

## 7. 障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(案)

	平成29年度				平成30年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
(独)福祉医療機構			都道府県・事業者へシステム利用に係るID等の発行								障害福祉サービス等情報の公表開始
	システム改修等				システム運用						
都道府県 (指定都市・中核市を含む)		システムに都道府県のメールアドレス登録				受理・確認					
事業者		システムに事業者のメールアドレス登録				都道府県等へ報告					

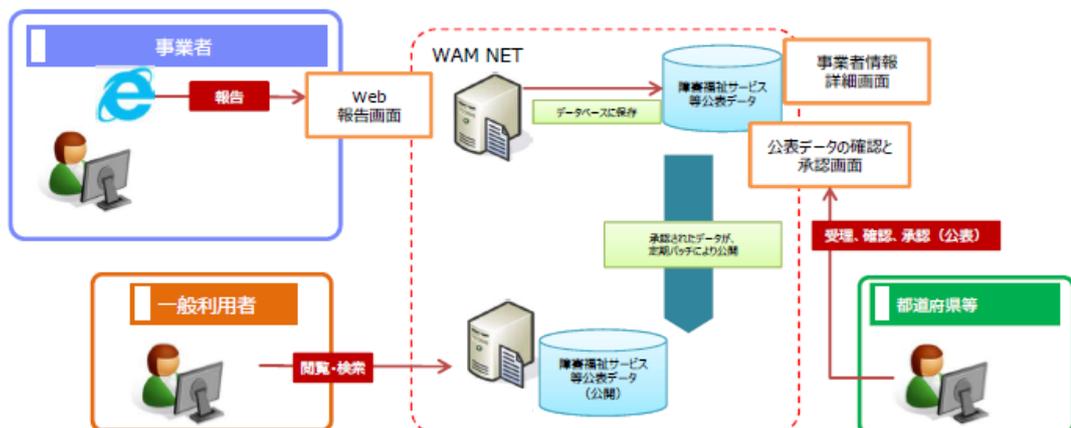
※ スケジュールについては、今後変更がありうる。

## 【参考】 障害福祉サービス等情報公表システムの概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

### 情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上で公表データとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。



## 2. 障害福祉サービス等情報公表システムについて

### (1) ID・パスワードについて

障害福祉サービス等情報公表システムにログインするためには、情報公表システムから発行されるIDとパスワードが必要です。

IDとパスワードは、法人ごとに一つ発行され、2月に報告いただいた法人のアドレス宛、5月8日以降に通知されています。

※ 現時点でID・パスワードの通知が届いていない法人に関しましては、2月に報告いただいたメールアドレスに不備があった可能性がありますので、至急連絡願います。

通知が届かない原因がメールアドレスの不備だった場合は、当課で修正手続きを行った後、正しいメールアドレス宛、再度ID・パスワードが送付されます。

### (2) システムの概要

- 情報公表システムのURL：<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/>

【ログイン画面】（マニュアル抜粋）

【画面例】

障害福祉サービス等情報公表システム

WAM NET Community

画面操作ヘルプを表示する

ログイン

ログインID

パスワード

ログイン

パスワード変更

パスワードをお忘れの場合はこちら

▼障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板はこちら  
(本システムのお知らせや操作説明書を掲載しています。)

各システムの入り口はこちらから

- 財務諸表等電子開示システムの入り口はこちら
- 退職手当共済電子届出システムの入り口はこちら

## 【ホーム画面】（マニュアル抜粋）

本システムへログインすると、「ホーム」画面が表示されます。「ホーム」画面の上部には、機能を切り替える際に利用する、「タブ」と呼ばれるリンクが表示されています。また、「ホーム」画面には、ログインしている事業者の概要をはじめとする様々な情報が表示されています。表示される情報は次のとおりです。

- ① 事業者情報  
ログインしている事業者の法人番号、事業者名、主たる事務所の所在地などが表示されます。
- ② 事業所申請状況  
ログインしている事業者が運営する事業所における承認申請の状況が表示されます。
- ③ メニュー説明  
画面上部のタブの説明が表示されます。
- ④ マニュアルダウンロード  
障害福祉サービス等情報公表システムの操作説明書（本資料）をダウンロードするボタンが表示されます。
- ⑤ 「事業所情報の照会・編集を行う」タブ  
事業所情報の登録、照会、承認申請等の操作を行うためのリンクです。
- ⑥ 「事業者アカウントの確認・編集を行う」タブ  
事業者の名称や連絡先等の情報を確認、編集するためのリンクです。
- ⑦ 「画面操作ヘルプを表示する」  
画面操作の説明画面を表示するためのリンクです。
- ⑧ ログアウト  
本システムからログアウトする場合にクリックします。

障害福祉サービス等情報公表システム

事業所情報の照会・編集を行う 事業者アカウントの確認・編集を行う

ホーム

ホーム

ログアウト

1 事業者情報

法人番号	1234567890123
事業者名	テスト法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区 千代田 千代田ビル 01階01号室
電話番号	03-0000-0000
FAX番号	03-0000-0000

2 事業所申請状況

承認済事業所数/事業所数	0/2件
未申請	2件
差戻し	0件
未承認	0件

3 メニュー説明

- 事業所情報の照会・編集を行う  
事業所情報の更新や申請を行います。
- 事業者アカウントの確認・編集を行う  
事業者様の基本情報の確認や更新を行います。

4 マニュアルダウンロード

障害福祉サービスマニュアル 第1版(2,664KB)

ダウンロードはこちら

## 【事業所詳細情報入力画面】（マニュアル抜粋）

障害福祉サービス等情報公表システム ログアウト

事業所情報の照会・編集を行う 事業者アカウントの確認・編集を行う

ホーム > 事業所情報の照会・編集を行う > 事業所詳細情報の編集を行う

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザが「戻る」ボタンは使用できません。

? 画面操作ヘルプを表示する

### 事業所詳細情報の編集を行う

選択された事業所、サービスについて、事業所の詳細情報を入力します。  
 入力すべき内容については、厚生労働省より発行されている記入要領をご参照ください。  
 入力した内容はカテゴリごとに保存します。保存するには画面右下に表示されている【一時保存】ボタンを押します。  
 入力途中の保存する場合もカテゴリごとに【一時保存】ボタンを押してください。

記入要領がダウンロード  
できます。

[記入要領のダウンロードはこちら](#)

事業所・施設名称	事業所番号	指定機関	サービスの種類	申請年月日	処理状況	営業状況
テスト事業所	1234567890	テスト自治体	居宅介護	2018/02/23	未申請	営業

### カテゴリ

法人等に関する事項 
事業所等に関する事項 
従業者に関する事項 
サービス内容に関する事項

利用料に関する事項 
事業所運営に関する事項 
システムからの連絡先 
承認者へ申請する

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

法人等の種類

（その他の場合、その名称）

法人等の名称（ふりがな）

事業所詳細情報は以下のカテゴリに分けられています。カテゴリごとに入力画面が用意されており、カテゴリの名称をクリックするとその入力画面に切り替わるようになっています。

### カテゴリ

① 法人等に関する事項 
② 事業所等に関する事項 
③ 従業者に関する事項 
④ サービス内容に関する事項

⑤ 利用料に関する事項 
⑥ 事業所運営に関する事項 
⑦ システムからの連絡先 
⑧ 承認者へ申請する

上記①～⑥に入力する内容が事業所詳細情報となり公表される情報です。

⑦の「システムからの連絡先」では、システムから送信されるメールの宛先を登録することができます。入力した事業所詳細情報に対し、都道府県等が承認した場合、または都道府県等が差戻した場合、この宛先にシステムからメールが送信されます。送信されるメールの例については「6 システムによるメール送信」をご参照ください。

⑧の「承認者へ申請する」は、都道府県等へ公表を依頼するためのカテゴリです。このカテゴリに関する操作については4章以降で説明します。

【障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について】

報告が必須の情報については、以下の表のとおり。

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム
別表第一	基本情報
<p>一 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 法人等の代表者の氏名及び職名</p> <p>ハ 法人等の設立年月日</p> <p>ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス</p> <p>ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>1. 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>・法人等の種類</p> <p>・法人等の名称</p> <p>・法人番号</p> <p>・法人等の主たる事務所の所在地(〒)</p> <p>・電話番号</p> <p>・FAX番号</p> <p>・ホームページ(URL)</p> <p>法人等の代表者の氏名及び職名</p> <p>・氏名</p> <p>・職名</p> <p>法人等の設立年月日</p> <p>法人等が都道府県内で実施するサービス</p> <p>・サービスの種類</p> <p>・か所数</p> <p>・主な事業所等の名称</p> <p>・所在地</p>
<p>二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 事業所番号</p> <p>ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <p>ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)</p> <p>ホ 事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>ヘ 事業所等の財務状況</p> <p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>・事業所等の名称</p> <p>・事業所等の所在地</p> <p>・市区町村コード</p> <p>・電話番号</p> <p>・FAX番号</p> <p>・E-mail</p> <p>・ホームページ(URL)</p> <p>従たる事業所の有無</p> <p>所在地</p> <p>指定事業所番号</p> <p>事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <p>・氏名</p> <p>・職名</p> <p>事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日</p> <p>・事業の開始(予定)年月日</p> <p>・指定の年月日</p> <p>・指定の更新年月日</p> <p>事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料)</p> <p>・事業活動計算書(損益計算書)</p> <p>・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)</p> <p>・貸借対照表(バランスシート)</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者</p> <p>サービス別の項目(別紙参照)</p>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム
<p>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>イ 職種別の従業者の数</p> <p>ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</p> <p>ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等</p> <p>ニ 従業者の健康診断の実施状況</p> <p>ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実人数</li> <li>・職種</li> <li>・常勤換算人数</li> <li>・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数</li> <li>・福祉・介護職員の常勤換算人数</li> <li>・利用実人員</li> <li>・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数</li> <li>・資格等を有している従業者の数</li> <li>・管理者の他の職務との兼務の有無</li> </ul> <p>従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の採用者数</li> <li>・前年度の退職者数</li> <li>・業務に従事した経験年数別の人数</li> </ul> <p>従業者の健康診断の実施状況</p> <p>従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従事者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修実施計画の有無</li> <li>・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況</li> <li>・意思決定支援に関する研修の実施状況</li> <li>・従業者に対する虐待防止研修の実施状況</li> <li>・喀痰吸引等研修の修了者数</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修の修了者数</li> <li>・行動援護従業者養成研修課程の修了者数</li> </ul> <p>サービス別の項目(別紙参照)</p>
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>イ 事業所等の運営に関する方針</p> <p>ロ 当該報告に係るサービスの内容等</p>	<p>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>事業所等の運営に関する方針</p> <p>サービスを提供している日時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の営業時間</li> <li>・利用可能な時間帯</li> <li>・サービス提供所要時間</li> </ul> <p>事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域</p> <p>サービスの内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる対象とする障害の種類</li> <li>・利用者の送迎の実施</li> <li>・協力医療機関</li> <li>・利用定員</li> <li>・利用実人員</li> <li>・サービス等報酬の加算状況</li> <li>・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制</li> </ul> <p>サービスを提供する事業所、設備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の構造</li> <li>・送迎車両の有無</li> <li>・便所の設置数</li> <li>・浴室の設備の状況</li> <li>・消火設備等の状況</li> <li>・防犯システム、機器の状況</li> <li>・バリアフリーの対応状況</li> <li>・福祉用具の設置状況</li> </ul>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム
<p>ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績</p> <p>ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況</p> <p>ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項</p> <p>ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等</p> <p>ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者への提供実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の人数(区分別)</li> </ul> <p>利用者等からの苦情に対する窓口等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口の名称</li> <li>・電話番号</li> <li>・対応している時間</li> <li>・苦情処理結果の開示状況</li> </ul> <p>障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償保険の加入状況</li> </ul> <p>障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その内容</li> </ul> <p>利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況</li> <li>・第三者による評価の実施(受審)状況</li> </ul> <p>サービス別の項目 (別紙参照)</p>
<p>五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項</p>	<p>5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況</li> <li>・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況</li> <li>・食事の提供により要する費用の徴収状況</li> <li>・創作的活動に係る材料費の徴収状況</li> <li>・家賃の徴収状況</li> <li>・光熱水費の徴収状況</li> <li>・日用品費の徴収状況</li> <li>・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況</li> <li>・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況</li> </ul>
<p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム
別表第二	運用情報
<p>第一 サービスの内容に関する事項</p> <p>一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <p>イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</p> <p>ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置</p> <p>イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況</p> <p>ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <p>相談、苦情等の対応のための取組の状況</p> <p>四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <p>イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況</p> <p>ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況</p> <p>五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <p>イ 相談支援専門員等との連携の状況</p> <p>ロ 主治の医師等との連携の状況</p>	<p>6. 事業所等運営の状況</p> <p>(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <p>・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</p> <p>・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置</p> <p>・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況</p> <p>・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <p>・相談、苦情等の対応のための取組の状況</p> <p>障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <p>・サービスの提供状況の把握のための取組の状況</p> <p>・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況</p> <p>障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <p>・相談支援専門員等との連携の状況</p> <p>・主治の医師等との連携の状況</p>
<p>第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>一 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <p>イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>ロ 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p>二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <p>イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p>三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p>四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <p>イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p>五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置</p> <p>イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>	<p>(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <p>・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>・計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>・事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p>事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <p>・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p>安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <p>・安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p>情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <p>・個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p>障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置</p> <p>・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	

(別紙)

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	ホームページ
別表第一	基本情報
<p>二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>サービス別の項目</p> <p>【居宅介護、重度障害者等包括支援】 実施サービス</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】 同一事業所等において提供する他の訪問系サービス</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能・生活訓練、宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 運営形態</p> <p>【生活介護】 運営規程上の開所日数（年間）</p> <p>【短期入所】 報酬区分</p> <p>【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】 事業所等類型</p> <p>【共同生活援助】 当該事業所等における共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地</p> <p>全共同生活住居数</p> <p>全共同生活住居の定員数（合計）</p> <p>各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数</p> <p>【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】 訪問による訓練の実施の有無</p> <p>【就労継続支援A・B型】 事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料）</p> <p>就労支援事業事業活動計算書</p> <p>就労支援事業別事業活動明細書</p> <p>【福祉型障害児入所施設】 みなし規定の適用の有無</p>
<p>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>ハ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>サービス別の項目</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援】 夜間・深夜・早朝対応の有無</p> <p>【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わない対応の有無</p> <p>【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】 夜間の勤務体制</p> <p>施設名（共同生活援助のみ）</p> <p>夜勤の職員数</p> <p>宿直の職員数</p>
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>サービス別の項目</p> <p>【施設入所支援】 ユニットケアの有無</p> <p>【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無</p> <p>【生活介護】</p> <p>創作活動の実施状況の有無</p> <p>生産活動の実施状況の有無</p> <p>平均工賃（月額）</p> <p>【短期入所】 長期利用者数</p>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則

ホームページ

<b>【共同生活援助】</b>
新規入居者数
退居者数
うち一人暮らしへの移行者数
入居者の主な日中活動の場
入居者の平均年齢
最高齢者の年齢
最年少者の年齢
個人単位居宅介護利用者の数
<b>【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)】</b> 標準利用期間を超える利用者の数
<b>【自立訓練(機能・生活訓練)】</b> 事業所における主な訓練内容
<b>【自立生活援助】</b> (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数
<b>【宿泊型自立訓練】</b> 利用者の主な日中活動の場
<b>【就労移行支援、就労継続支援A・B型】</b>
一般就労への移行者数(移行率)
一般就労先での定着者数(定着率)
<b>【就労移行支援】</b>
一般就労までの平均利用期間
訓練中の怪我等に対する保険の有無
一般就労への移行後の定期的な支援の有無
<b>【就労継続支援A型】</b>
主な生産活動の内容
利用者数
平均賃金
社会保険の加入の有無
昇給の有無
賞与の有無
退職手当の有無
生産活動収入(年間売上高)
生産活動経費
賃金支払総額
平均労働時間
離職者数
<b>【就労継続支援B型】</b>
主な生産活動の内容
平均工賃
生産活動収入(年間売上高)
生産活動経費
工賃支払総額
退所者数
訓練中の怪我等に対する保険の有無
<b>【就労定着支援】</b> 過去3年の職場定着率(支援開始後)
<b>【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】</b> 保護者支援の実施の有無
<b>【児童発達支援】</b>
児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無
保育所や幼稚園等と併行通園している利用者的人数
併行通園先との連携の有無

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	ホームページ
	【放課後等デイサービス】
	放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表
	学校との連携の有無
	【福祉型・医療型障害児入所施設】
	小規模グループケアの実施の有無
	【地域相談支援(地域移行支援)】
	利用期間が6か月を超える利用者の数
	地域生活への移行者数
	宿泊支援の設備の有無
	【地域相談支援(地域定着支援)】
	利用期間が1年を超える利用者の数
	一時的な滞在による支援を行う場所の有無

【障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡版】

● URL : <http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>



障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

この連絡板において、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）などの資料を整理のうえ、掲載していますので、是非ご活用ください。

<p>お知らせ</p> <p>本システムに関する連絡事項・メールなど</p>	<p>本システム運用スケジュール</p> <p>平成30年度の運用スケジュールについて</p>	<p>ログイン画面</p> <p>本システムログイン画面</p>	<p>操作説明書（マニュアル）等</p> <p>操作説明書・記入要領など</p>	<p>よくある質問（Q&amp;A）</p> <p>本システムに関するよくあるご質問</p>	<p>都道府県等専用ヘルプデスク</p> <p>本システムに関するお問合せ</p>
--	---	----------------------------------	--	--	---

1. お知らせ

(1) 本システムに関する連絡事項

連絡日	連絡内容
平成30年2月15日	「障害福祉事業者・事業所登録シート」の<事業者登録シート>の誤植のお詫びと訂正のお知らせ

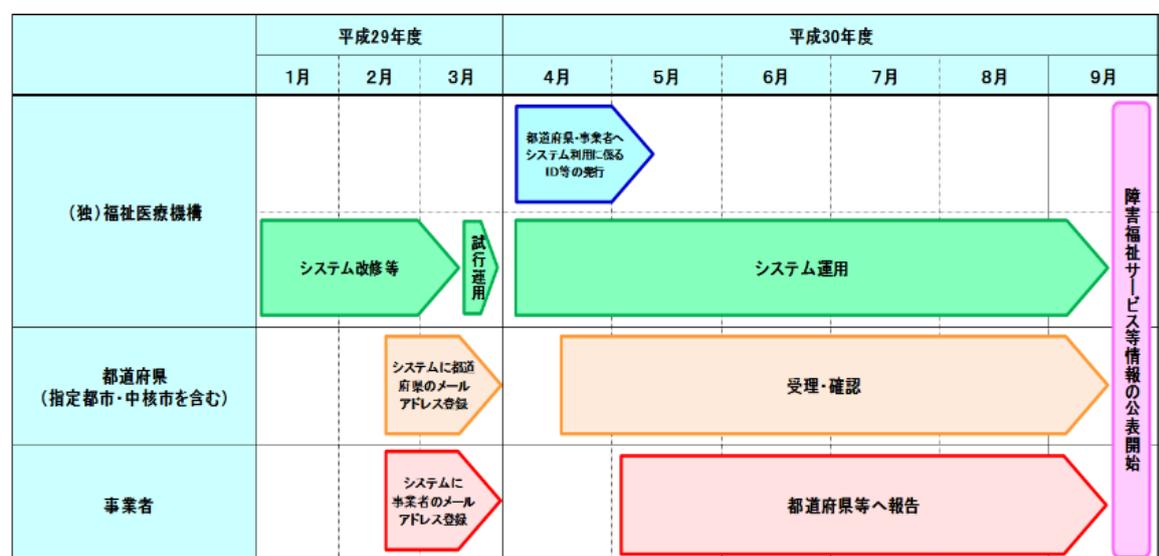
(2) 文書・メールの一覧

連絡日	文書・メール件名
平成30年4月24日	【重要】「障害福祉サービス等情報公表システム」のログイン情報及び運用開始のお知らせ
平成30年2月28日	(リマインド) 「障害福祉サービス等情報公表システム」の運用に係る事前準備作業について
平成30年2月9日	(ご依頼) 「障害福祉サービス等情報公表システム」の運用に係る事前準備作業等について

[ページの先頭へ戻る](#)

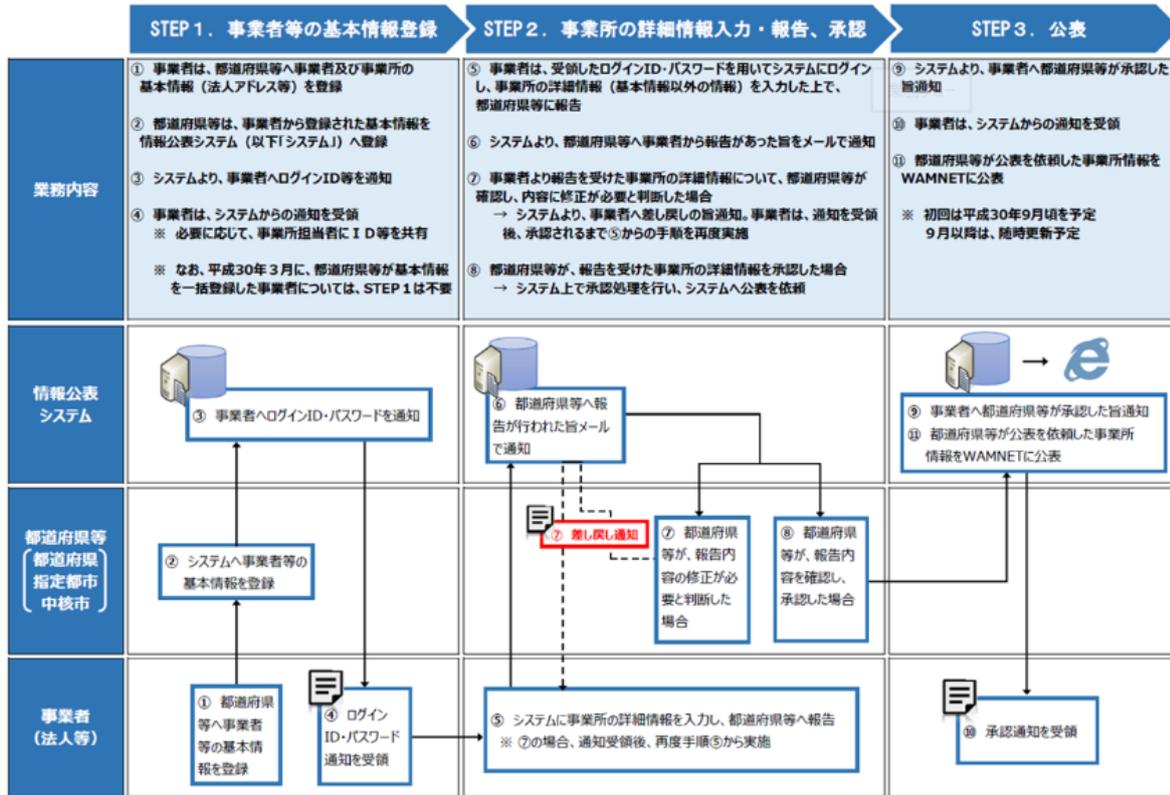
2. 本システム運用スケジュール

障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(案)



※ スケジュールについては、今後変更がある。

(参考) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー



平成30年2月9日：(事務連絡) 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（依頼）より抜粋

[ページの先頭へ戻る](#)

### 3. ログイン画面



ここからもログインできます

基本の操作説明書はこちら

[ページの先頭へ戻る](#)

### 4. 操作説明書（マニュアル）等

本システムの操作マニュアルを掲載しています。

- [障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書（全体版）【第1.1版】（PDFファイル：10,001KB）【平成30年5月8日版】](#)
- [障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書（事業者用）【第1.1版】（PDFファイル：4,715KB）【平成30年5月8日版】](#)

指定障害福祉サービス等事業者の基本情報の登録手順を掲載しています。

- [「指定障害福祉サービス等事業者の基本情報の登録」について（PDFファイル：8,567KB）](#)

指定障害福祉サービス等情報の記入要領を掲載しています。

## 記入要領

記入要領 (参考)雛形		記入要領 (参考)雛形		記入要領 (参考)雛形	
1. 居宅介護	 	11. 自立生活援助	 	21. 放課後等デイサービス	 
2. 重度訪問介護	 	12. 自立訓練（機能訓練）	 	22. 居宅訪問型児童発達支援	 
3. 同行援護	 	13. 自立訓練（生活訓練）	 	23. 保育所等訪問支援	 
4. 行動援護	 	14. 宿泊型自立訓練	 	24. 福祉型障害児入所施設	 
5. 重度障害者等包括支援	 	15. 就労移行支援	 	25. 医療型障害児入所施設	 
6. 療養介護	 	16. 就労継続支援A型	 	26. 地域相談支援（地域移行支援）	 
7. 生活介護	 	17. 就労継続支援B型	 	27. 地域相談支援（地域定着支援）	 
8. 短期入所	 	18. 就労定着支援	 	28. 計画相談支援	 
9. 施設入所支援	 	19. 児童発達支援	 	29. 障害児相談支援	 
10. 共同生活援助	 	20. 医療型児童発達支援	 		

- ・ 記入要領の一括ダウンロードは [こちら](#) (PDFファイル：10,643KB)
- ・ (参考)雛形の一括ダウンロードは [こちら](#) (Excelファイル：4,005KB)

記入要領はこちら

## 5.よくある質問 (Q&A)

障害福祉サービス等情報公表システムに係るよくある質問を掲載しています。

### ◆区分から探す

制度概要	システム概要	ログイン	事業者情報の入力
事業所基本情報の入力	事業所詳細情報の入力	承認申請・差戻し	公表
その他操作	資料・マニュアル関係		

### ◆検索ワードから探す

検索



(参考) よくある質問 (Q&A) の一覧をExcelファイルで掲載しています。

 [障害福祉サービス等情報公表システムよくある質問一覧 \(平成30年5月14日現在\)](#) (Excelファイル：120KB)

[ページの先頭へ戻る](#)

Q & Aはこちら